

# 第8次刈谷市総合計画(案)

## 第1編 序論～第2編 基本構想



# 第1編 序論

## 1 計画の意義と特徴

総合計画は、地方公共団体におけるまちづくりの方針や目標などを定めるものとして、地方自治法により策定が義務付けられており、本市では、昭和43年（1968年）の第1次から平成23年（2011年）の第7次にわたり策定してきました。

平成23年（2011年）に地方自治法が地方分権改革の一環として改正され、法に基づく策定の義務はなくなりましたが、本市では、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、平成23年（2011年）4月に制定した刈谷市自治基本条例の中に総合計画の策定を位置付け、第8次総合計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、本市におけるすべての計画や施策の最上位に位置付けられるもので、まちづくりのビジョンや将来都市像を示すとともに、それらの実現に向けて具体的な施策の方向性を示す『まちづくりのナビゲーション』としての役割があります。また、各分野間をつなぎ、施策間の一体性を確保することや、市民、事業者、各種団体などまちづくりを担う各主体が共存・協働してまちづくりに取り組むための指針となるものです。

本計画を推進する上では、各施策が計画的に実施されているかを測る「進行管理のものさし」として、目標（めざす姿）や成果指標を設定し、その達成状況を評価することが重要であり、PDCAサイクルにより進行管理を実施し、時代の変化に対応した施策を推進していく必要があります。

本計画の策定にあたっては、日本全体における人口減少、少子高齢化の進行や、新たな技術の発展などにより大きく変わろうとしている社会経済情勢を加味しつつ、めざすべき将来都市像の実現に向け、世界共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念や国が進める地方創生の視点を取り入れました。

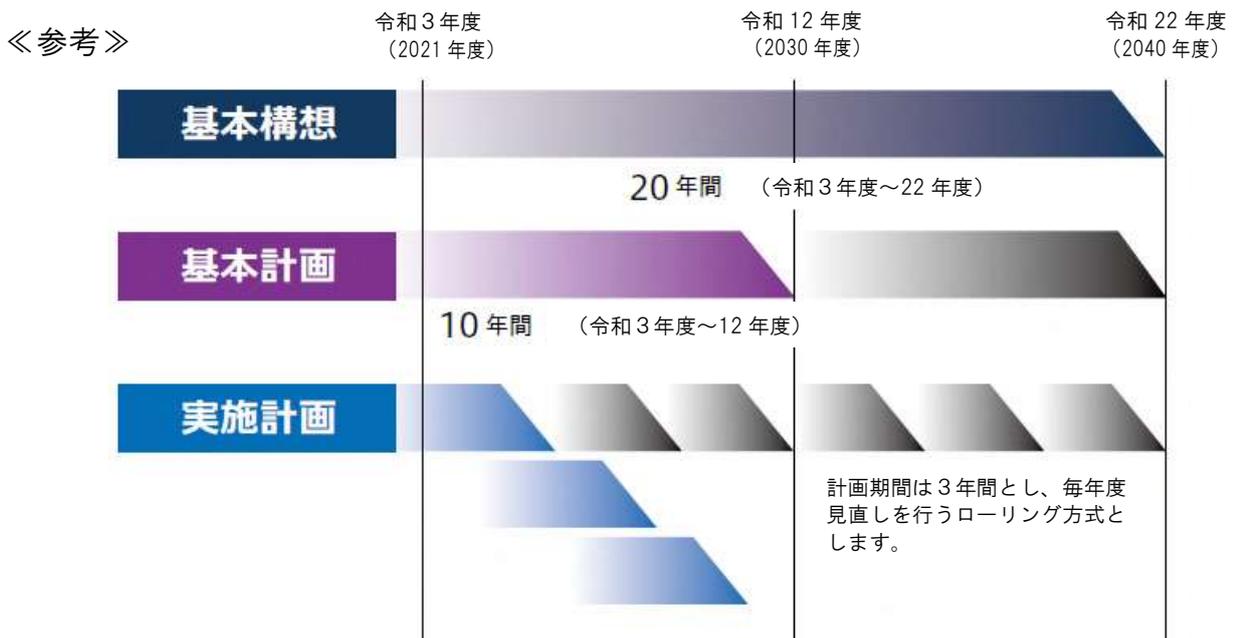
今後の社会経済情勢の変化に対し、新たなまちづくりの方向性を示すことで、柔軟かつ迅速な施策の推進に努めます。

## 2 計画の概要

### (1) 計画の構成と期間

本計画は、令和22年（2040年）を展望した本市のまちづくりの将来都市像を実現するための方針並びに施策を明らかにするもので、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されます。

<b>1) 基本構想</b>	計画期間：令和3～22年度（2021～2040年度）
基本構想は、本市の将来都市像の実現に向けたまちづくりの方針や施策の大綱を定めるものです。	
<b>2) 基本計画</b>	計画期間：令和3～12年度（2021～2030年度）
基本計画は、「基本構想」で示された将来都市像の実現をめざし、施策の体系を示すとともに、内容について明らかにするもので本市の行財政運営の基本的指針となります。	
<b>3) 実施計画</b>	計画期間：毎年度策定・3か年ローリング
実施計画は、「基本計画」で示された施策を実現するため、主な事業の内容や実施年度を明示するものです。 実施計画は、3か年を計画期間としてローリング方式により毎年度策定します。	



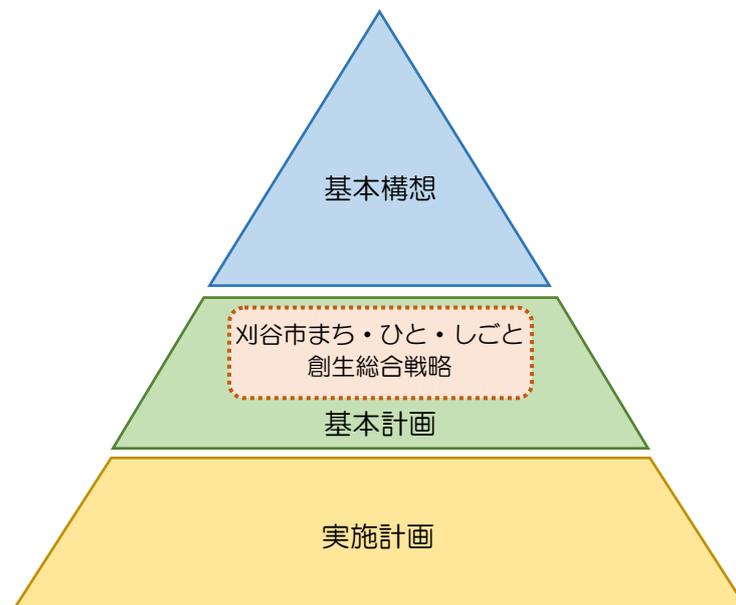
## (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性

国においては、まち・ひと・しごと創生法を施行し、国と地方が一体となって、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、地方創生を推進することとしています。

本市では、出生率の向上と子育て世代の転出抑制などの課題を解決するため『刈谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）』を策定・推進しており、この課題は総合計画におけるまちづくりの主要課題と一致するものです。

本計画では、総合戦略の内容を重点戦略に位置付け、一体的に施策の推進を図るとともに、重要業績評価指標（KPI）を設定し、進捗管理を行うものとします。

第8次刈谷市総合計画



### (3) SDGsの理念に基づくまちづくりの推進

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12年(2030年)までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

SDGsの目標は、スケールこそ異なるものの、総合計画に示す各施策のめざす姿とおおむね一致するため、本市においては、総合計画の施策を展開することで、SDGsの推進を図るものとします。

本計画では、基本計画の重点戦略と基本方針別計画において、該当するSDGsのゴールを表示し、関連性を明示するものとします。



### 3 時代の潮流〔計画策定の背景〕

本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・少子高齢化の進行やICT社会の進展など、様々な点で大きく変化しています。以下に、本計画において留意すべき、時代の潮流を整理します。

#### (1) 少子高齢社会から「人口減少社会」へ

高齢化とともに少子化が急速に進行し、平成23年(2011年)には、人口が継続して減少する「人口減少社会」の時代に入ったといわれています。

労働力の減少、社会保障費などの増大による現役世代の負担増、個人消費の落ち込みなど、従来の社会保障制度や経済状況に大きな影響が生じています。

#### (2) 超高齢社会を乗り越える「生涯現役社会」への転換

日本全体では、平成19年(2007年)に高齢化率が21%を超える超高齢社会が到来し、労働力人口も減少する中で、社会保障制度の持続可能性に対する不安や財政状況の悪化、労働力の確保、国際的な経済競争力の低下など、多様な課題が浮き彫りとなっています。

高齢者も社会を支える役割を果たすとともに、生きがいを持って社会に参加する環境を整え、年齢にかかわらず活躍できる「生涯現役社会」の実現が求められています。

#### (3) 「持続可能な社会」の実現に向けた取組の広がり

「持続可能な開発目標(SDGs)」が平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択され、日本においても国、地方公共団体、事業者、国民などが協調し、目標達成に向けた取組が進んでいます。

地球温暖化による気候変動への対応、再生可能エネルギーの活用、循環型社会の構築、生物多様性の保全などの環境問題のみならず、貧困対策やジェンダー平等の実現など、経済・社会・環境の側面のバランスが取れた社会をめざす世界共通の目標となっています。

#### (4) 「第四次産業革命」による社会の変化

モノのインターネット化（I o T）や人工知能（A I）、ロボット、自動運転などの技術の発達により「第四次産業革命」と呼ばれる段階に移りつつあるといわれています。生産・流通の自動化や高効率化が更に進展するとともに、シェアリングエコノミーやクラウドファンディングなどの「つながる経済」による新たなビジネスモデルの出現によって異業種間の競争が進展するなど、ものづくりを取り巻く環境は大きな変化を迎える予想されています。

第四次産業革命の進展は、生産や消費といった経済活動に加え、健康や医療、公共サービス、働き方、ライフスタイルにも影響を与えると予想されています。I o Tの普及によるシステム化やネットワーク化の取組を、ものづくり分野だけではなく、様々な分野に広げることにより、人々に豊かさをもたらす超スマート社会（S o c i e t y 5. 0）を実現することが求められています。

#### (5) 高速交通網の整備による「スーパー・メガリージョン」の構築

東京、名古屋、大阪を結ぶリニア中央新幹線の開業によるアクセス利便性の飛躍的な向上は、日本の経済・社会に大きなインパクトを与え、三大都市圏が一体化し、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け、世界を先導する大経済圏であるスーパー・メガリージョンの形成につながることが期待されています。

名古屋都市圏の立地優位性が高まる一方で、ストロー効果により東京一極集中が更に進行する可能性も指摘されており、ものづくりを始めとする名古屋都市圏の独自の機能を生かして他の都市圏との差異化を図り、競争力を高めることが求められています。

#### (6) 「多様性」を認め合う社会づくりの推進

グローバル化の進展や社会の成熟に伴う人々のライフスタイルや価値観の多様化を背景に、年齢、性別、国籍、文化、習慣、障害の有無などにかかわらず、個人として尊重され、それぞれが活躍できる多文化共生の環境づくりに対する要請が高まっています。

相互に違いを理解し、多様性を生かして、支え合うことができるよう、ライフサイクルに応じた細やかな支援や地域ぐるみの支援を展開することが求められています。

## (7) 「安心安全」な暮らしの確保

東日本大震災を始めとする大規模な災害が多数発生したことにより、近年では災害がより身近な問題として捉えられるようになり、防災や減災を始めとする「安心安全」な暮らしに対する関心が更に高まっています。そのため、災害の発生前の取組として、事前防災・減災の推進、地域単位での自助・互助の強化などが進められています。

また、愛知県の交通事故による死者数は、令和元年（2019年）に全国ワーストを脱却したものの、全国的には依然として高い水準であるため、安全な交通環境の整備が喫緊の課題となっています。

## (8) 「地方創生」の推進による社会全体の活性化

国は、急速な少子化の進行による人口減少や東京一極集中を是正し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することをめざし、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しており、地方での雇用創出、地方への人口移動、若年世代への支援、地域間連携の強化を促進し、社会全体の活性化を図ることとしています。

各地方公共団体が主体となり、地域の固有性を生かすための施策を展開することが重要となるとともに、出生率を向上させ人口減少を緩和させるような環境づくりが求められます。

## 4 刈谷市の現状と特性把握

本市の現状と特性について、各種統計データなどに基づき、以下のとおり整理します。

### (1) 沿革

本市は、愛知県のほぼ中央に位置し、中部圏の中心都市名古屋の20km圏内にあって、市域は南北13.2km、東西5.8kmと南北に細長く、面積は50.39km<sup>2</sup>を有しています。

地形は、木曾山脈が南西に延びて徐々に低くなり、本市北部は海拔40m内外の丘陵地となり、碧海台地となって衣浦湾に至る西三河平野の西部、衣浦湾の最奥部に位置しています。

市域には八ッ崎貝塚や本刈谷貝塚を始めとする原始・古代の遺跡が多く存在することから、大昔から衣ヶ浦とそこに流れ込む本市の三大河川（境川、逢妻川、猿渡川）周辺に人々が集落をつくり、脈々と住み続けていたことがわかります。

本市が都市の形態をとり始めたのは、天文2年（1533年）水野忠政が刈谷城を築いてからです。その後、江戸時代になり、刈谷藩の成立によって城下町として発展してきましたが、明治維新の変革により廃藩置県が施行され、刈谷藩は廃止となり、政治の中心的機能を失いました。

明治時代以降には、明治21年（1888年）に東海道本線が開通し、刈谷駅が設置され、大正3年（1914年）には三河鉄道（現名鉄三河線）が開通するなど、交通の要衝として発展し、地方商業都市としての色合いを強めていきました。

そして、大正末期に、トヨタ系企業の誘致により近代産業都市としての足がかりを得て、積極的な工業化施策を推進してきました。

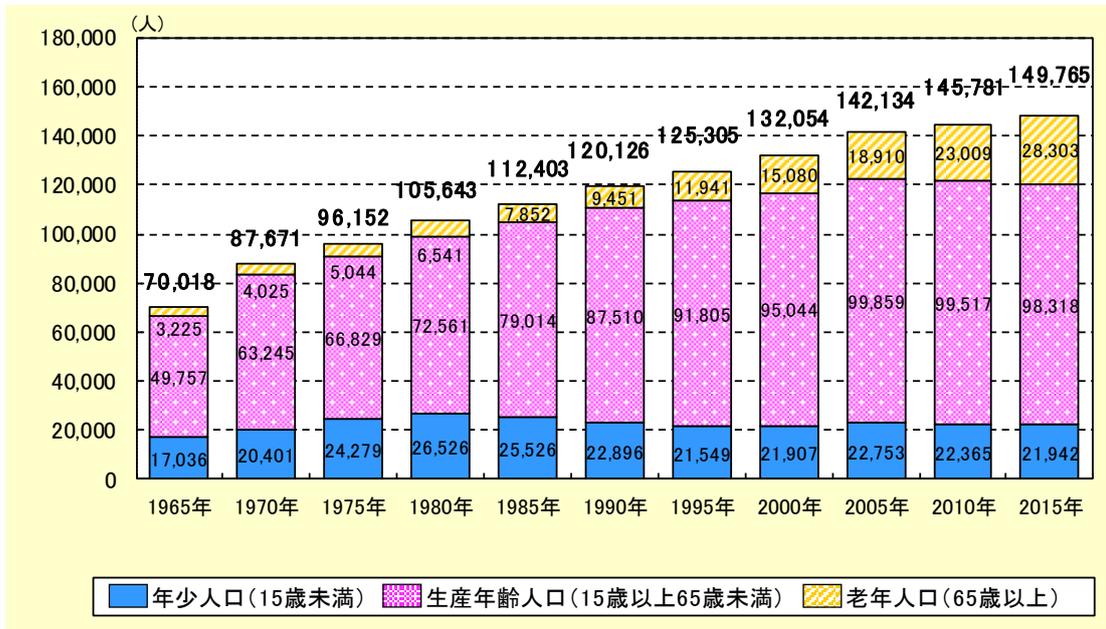
昭和25年（1950年）、県下で11番目の市となった本市は、昭和30年（1955年）に富士松村と依佐美村の一部を合併し、ほぼ現在の市域を形成しました。

その後、高度経済成長とモータリゼーションの進行が相まって、自動車関連産業の集積地として飛躍的な発展を遂げ、リーマン・ショックなどの経済環境の変化に影響を受けつつも、愛知県の経済発展の先駆的役割を果たすとともに、世界をリードする創造的な産業拠点をめざす、愛知県の中核都市として重要な地位を確保しています。

## (2) 刈谷市の特性

### ①年齢別人口構成

○人口は増加を続けているものの、平成17年(2005年)以降は増加数が緩やかになっています。また、年齢3区分別人口を見ると老年人口は増加傾向にあり、総人口に占める割合も急速に高まっていることから、高齢化が着実に進行しています。

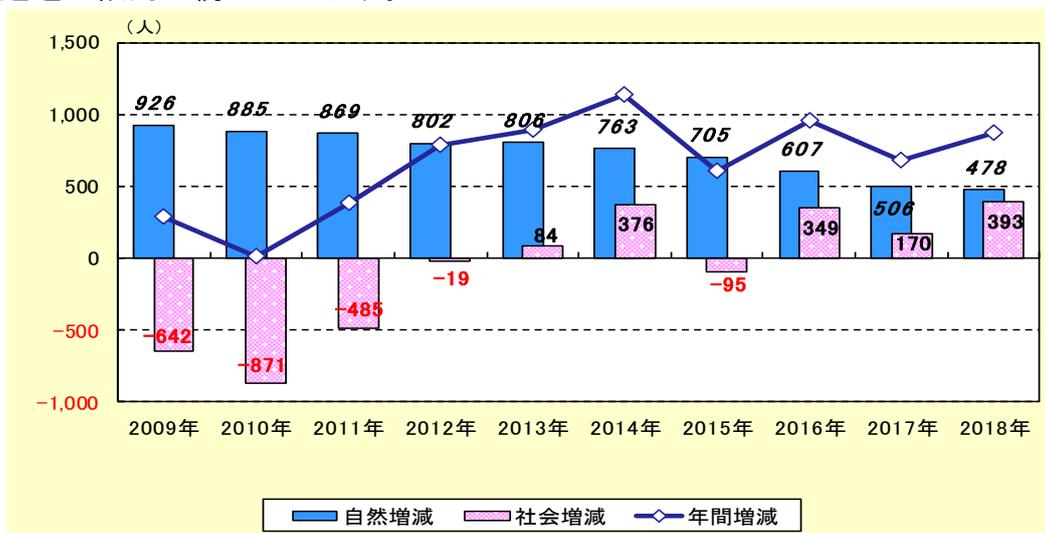


資料：国勢調査（年齢不詳者がいるため年齢3区分人口の合計と総数は一致しない）

### ②人口動態

○自然増減は、出生数が死亡者数を上回る状態が続いていますが、平成21年(2009年)と平成30年(2018年)を比較すると増加数は5割近く減少しています。

○社会増減は、リーマン・ショックの影響で平成21年(2009年)から24年(2012年)までは転出超過の状態が続いていましたが、平成25年(2013年)以降は、おおむね転入超過の傾向が続いています。

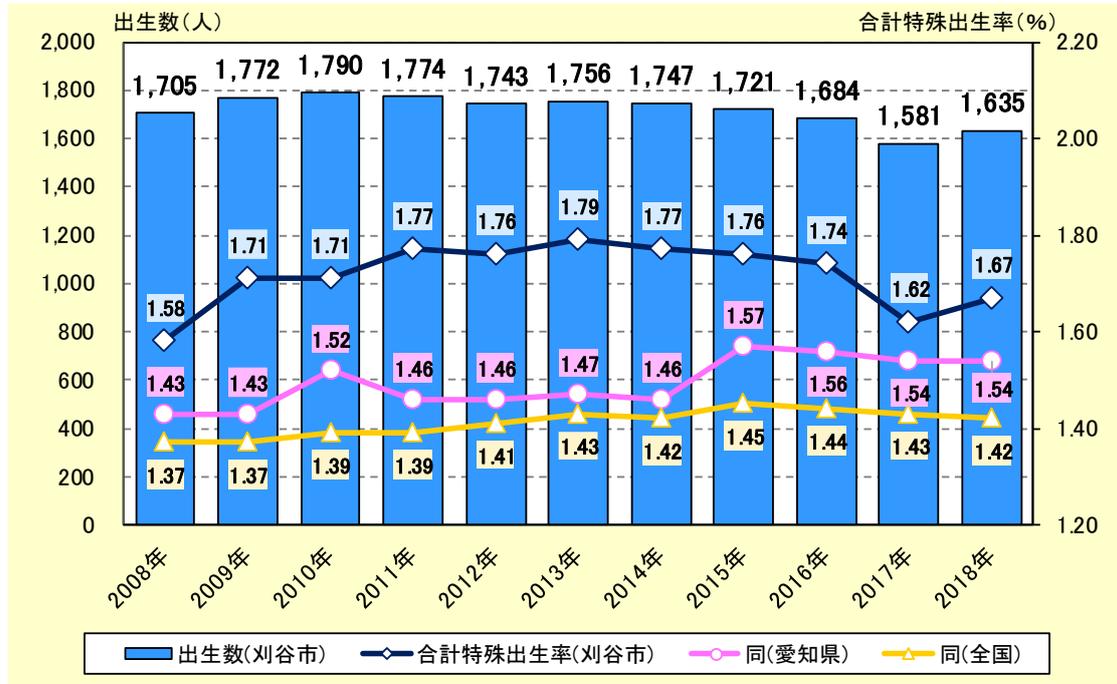


資料：刈谷の統計

③出生の状況

○出生数は平成20年(2008年)から27年(2015年)にかけて1,700人台で推移してきましたが、平成28年(2016年)からは減少傾向にあります。

○合計特殊出生率の推移をみると、低下傾向にあるものの、愛知県や全国の値よりも高い水準で推移しています。



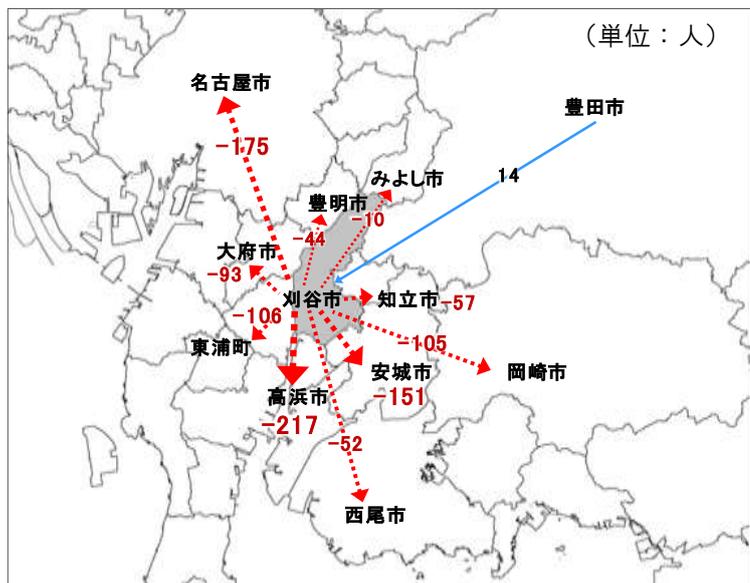
資料：愛知県衛生年報、刈谷市、刈谷の統計

④近隣市との転入・転出の動向

○平成29年(2017年)の近隣市町との転出入の動向をみると、転入超過となっているのは豊田市のみです。また、転出超過数は高浜市が最も多く、次いで名古屋市、安城市、東浦町、岡崎市の順で多くなっています。

(単位：人)

自治体名	転入	転出	転出入
名古屋市	698	873	-175
岡崎市	261	366	-105
豊田市	376	362	14
安城市	457	608	-151
西尾市	133	185	-52
大府市	231	324	-93
知立市	400	457	-57
高浜市	165	382	-217
豊明市	129	173	-44
みよし市	31	41	-10
東浦町	89	195	-106

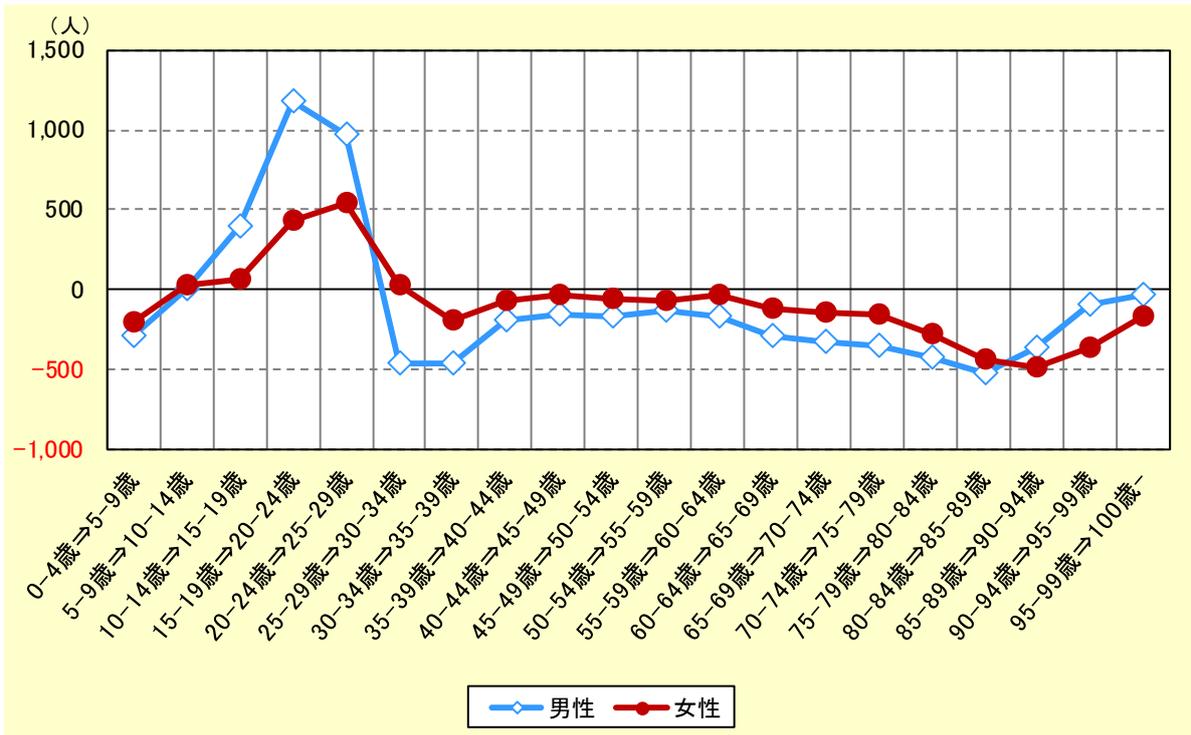


資料：住民基本台帳人口移動報告(日本人のみ)

⑤ 5歳階級別人口増減の動向

○年齢5歳階級の平成25年（2013年）から30年（2018年）までの各階級の人口増減の動向をみると、男女ともに増減数の違いはあるものの、類似した傾向がみられます。特に、15～24歳⇒20～29歳の年齢層で大きく増加していますが、0～4歳⇒5～9歳、30～34歳⇒35～39歳の年齢層での減少が大きくなっています。

○10代後半から20代における増加は、進学や市内の企業への就職による転入が主たる要因と考えられる一方で、30代の減少は、10歳未満の年齢層の減少も考慮すると、住宅取得などに伴う子育て世代の転出が要因になっていると考えられます。



資料：刈谷の統計

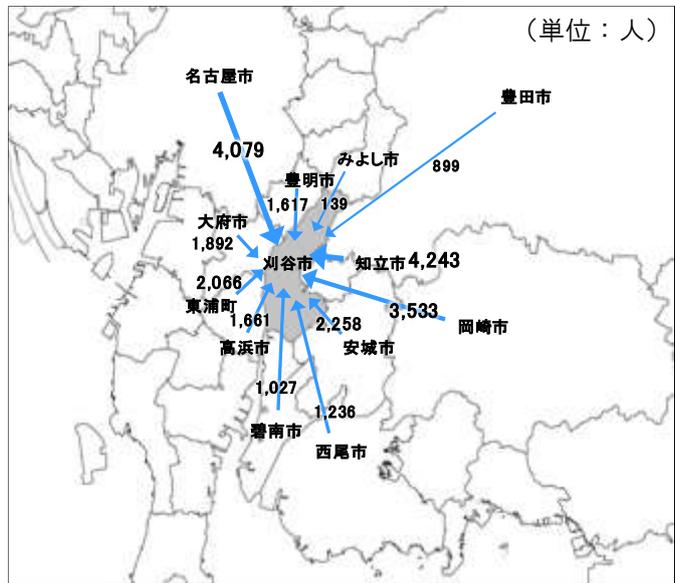
⑥人口流動

○平成27年(2015年)における通勤・通学の流入人口は73,669人、流出人口は39,222人で、34,447人の流入超過になっています。

○流入超過数を市町別にみると、知立市が最も多く、次いで名古屋市、岡崎市、安城市の順で多くなっています。

(単位：人)

自治体名	流入	流出	流出入
名古屋市	11,994	7,915	4,079
岡崎市	5,590	2,057	3,533
碧南市	2,430	1,403	1,027
豊田市	5,123	4,224	899
安城市	8,548	6,290	2,258
西尾市	2,359	1,123	1,236
大府市	4,656	2,764	1,892
知立市	7,398	3,155	4,243
高浜市	3,784	2,123	1,661
豊明市	2,898	1,281	1,617
みよし市	900	761	139
東浦町	2,926	860	2,066

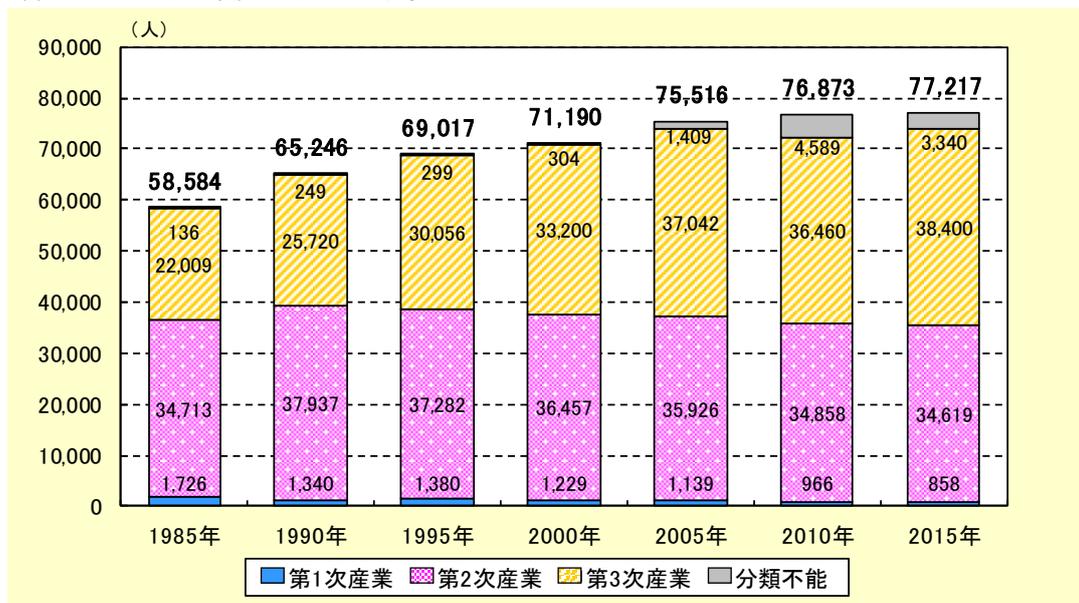


資料：国勢調査

⑦産業別就業者数の推移

○平成27年(2015年)の就業者人口は77,217人となっており、増加傾向を続けています。

○産業別にみると第3次産業が最も多く、平成27年(2015年)には38,400人と、全就業者の49.7%を占めています。

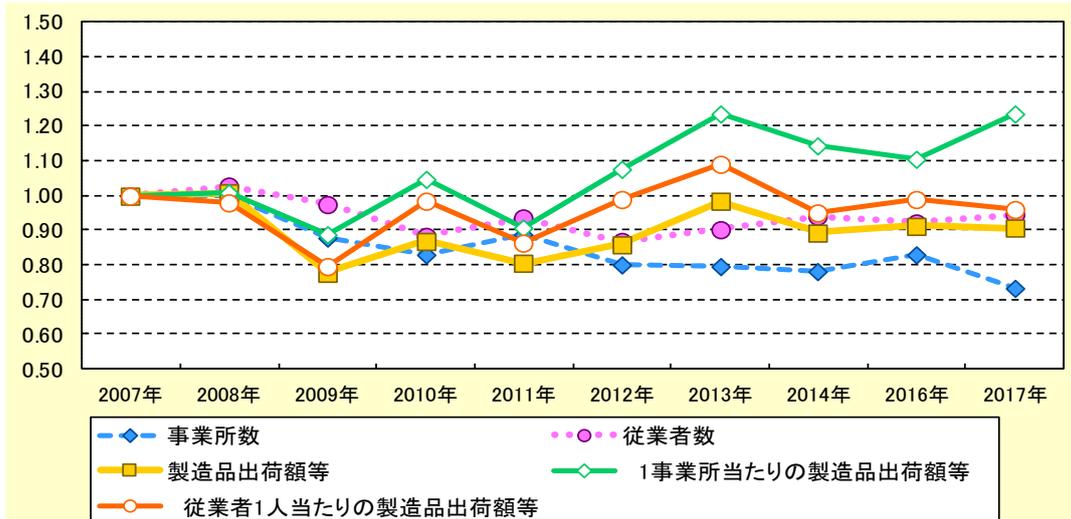


資料：国勢調査

### ⑧製造品出荷額等の推移

○平成29年（2017年）の事業所数は352箇所、従業者数は48,578人、製造品出荷額等は1兆6,006億円となっています。

○平成19年（2007年）の数値を1.0として各年の比較をすると、事業所数、従業者数ともに減少しています。製造品出荷額等は、平成21年（2009年）に大きく減少したものの、平成25年（2013年）以降は持ち直しつつあります。

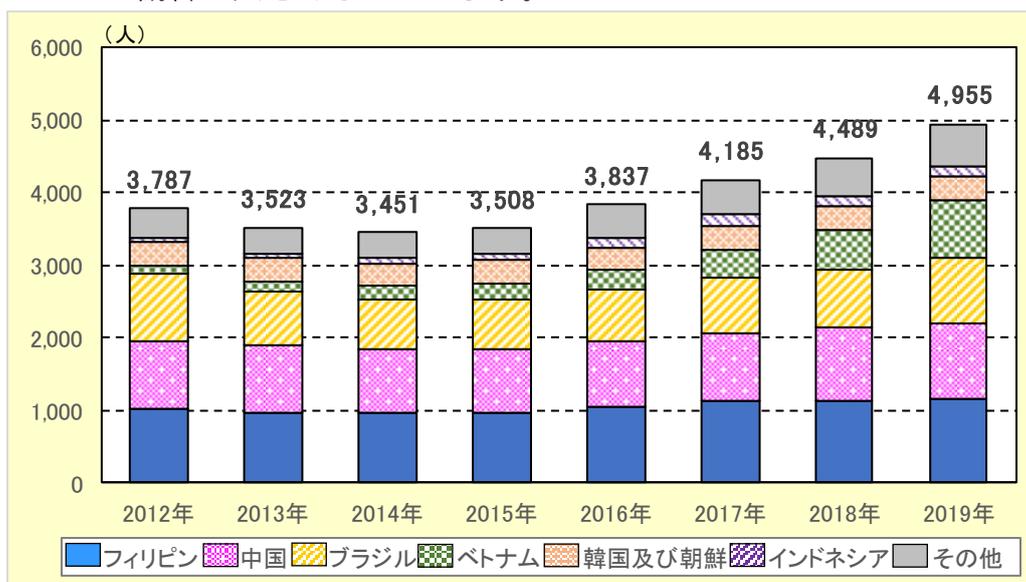


資料：刈谷の統計（経済センサス活動調査（平成23年、平成28年）及び工業統計調査、各年7月1日現在、平成23年は平成24年2月1日現在、平成28年及び平成29年は同年6月1日現在）

### ⑨外国人住民数の推移

○平成24年（2012年）以降の外国人住民数は、平成26年（2014年）まで減少したものの、その後増加に転じ、平成31年（2019年）には4,955人となっています。

○国別でみると、フィリピンと中国がそれぞれ1,000人前後となっているほか、近年ではベトナムの割合が大きくなっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 5 まちづくりの主要課題

計画策定の背景となる時代の潮流や本市の現状と特性から、これからの本市のまちづくりにおける主要な課題を整理します。

### (1) 将来的な人口構造の変化への対応

人口は現在も増加しており、しばらくは増加傾向が継続すると推測されます。

そのため、今後も多様なライフスタイルや価値観に対応した住環境の創出や公共交通網など交通利便性の維持・充実などにより、多くの市民が快適で質の高い暮らしを続けられる環境を整える必要があります。

しかし、人口が増加傾向であっても、少子・高齢化は確実に進んでおり、また、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、将来的に人口減少に転じると予測されています。

このような将来を見通し、元気な高齢者が地域社会の様々な分野で活躍できるような仕組みづくりや、支援が必要な高齢者や障害者が安心して暮らせるような福祉関連施策の充実などが必要です。

### (2) 子育て世代の転出超過への対応

転入・転出の傾向などから、就職などを契機にした若年層の転入が多い反面、主に住宅取得などを契機とした子育て世代の転出が多いことが伺えます。

今後、子育て世代が住み続けたいと思うようなまちづくりを進めるとともに、未来を担う子どもが健やかに育つ環境をより充実させることにより、居住地として選ばれるまちを実現することが必要です。

### (3) 新たな工業用地の確保

国内有数の産業都市として、市内には自動車関連産業を中心に多くの事業所が立地していますが、既成市街地内にまとまった用地の確保が困難であり、拡張や移転を希望する企業や、新規参入企業への受け皿が不足していることから、新たな工業用地の需要が高まっています。

活発な企業活動の更なる発展に向け、新たな工業用地を早期に確保する必要があります。

#### (4) まちの安全性の向上

高度経済成長期以降、市内全域にわたり道路や下水道、市民館などの公共施設を整備しており、これらの社会インフラの老朽化に伴う維持・更新は大きな課題となっています。また、昨今の台風の大型化や多発する豪雨災害、近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震、高齢者や子どもが被害者となる事故や犯罪の発生など、災害や事故、犯罪に対する不安が一層高まっています。

そのため、これまで進めてきた公共施設の耐震化や長寿命化、地域防災組織の対応力向上、交通事故や犯罪などを防止するための取組などを更に推進する必要があります。

#### (5) 社会の多様性への対応

昨今、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを始め、ライフスタイルや価値観の多様化に加え、外国人市民の増加など地域社会を取り巻く環境が日々変化しており、国際化・多文化共生の推進が求められています。そのため、市民一人ひとりがそれぞれの考え方や置かれた環境を理解する多様性の尊重を、社会全体で支え合う仕組みを構築する必要があります。

#### (6) 次代の担い手の確保

地域経済や税収の基盤となっている産業の持続的な発展にとって、ものづくりに携わる技術者など、これからを担う人材の確保は、大きな課題となっています。

また、市民や事業者、各種団体と行政が共存・協働で行うまちづくりの推進は、全分野に共通する重要なテーマですが、市民が活動する各種団体では高齢化などによる人材不足が懸念されています。

今後、より多くの市民が満足感や幸福感を得られる社会を形成するため、産業分野においても地域社会においても、新たな担い手を見出すとともに、将来の持続的な発展を支える人材を育成する必要があります。

## 第2編 基本構想

### 1 刈谷市のめざす将来都市像

#### 人が輝く 安心快適な産業文化都市

本市は、平成23年（2011年）に策定した第7次総合計画で掲げた「人が輝く 安心快適な産業文化都市」の実現に向け、安心して快適な生活を支える環境の整備を推進し、本市の特性であるものづくり地域の維持発展に努めるとともに、ふるさとの歴史・文化を継承し、市民が主体的にまちづくりに参加できる都市をめざして、各分野でまちづくりを推進してきました。

第7次総合計画の策定から10年が経ち、現在の社会経済情勢は、少子高齢化の一層の進行やAI・IoTなどの未来技術の劇的な進歩など、変化が激しい時代を迎えており、本市が持続的に発展していくためには、これまで以上に市民や事業者、各種団体など多様な主体がまちづくりに参加し、連携することが必要になるとともに、市民に愛され、市外の人や企業などから選ばれるまちとなっていくことが重要となります。

まちづくりにおいては、市民一人ひとりがいきいきと自己実現を図り、自立した毎日を過ごせることが前提となり、ライフスタイルや価値観が多様化する中、地域社会の一員としてお互いを認め合い、様々な活動に主体的にかかわることにより心豊かに輝きのある暮らし方ができるまちをめざすことが大切です。

そのためには、多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを提供するとともに、日常生活における安心と安全で快適な公共空間を維持することで、市民の不安や不便さを解消することが求められます。

また、本市の発展を支えてきた製造業を中心とする産業についても、未来技術の進歩など、社会経済情勢の変化に対応できるよう、持続的な発展を支えていく必要があります。

一方、先人たちから受け継いできた歴史・文化は、まちへの誇りや愛着を育む重要な要素であることから、大切に守り、後世に伝えていくとともに、歴史・文化資源を磨き上げ、広く発信していくことも大切な責務です。

以上のことを踏まえ、社会経済情勢は第7次総合計画の策定時から変化は見られるものの、めざす将来都市像は今もなお変わらないことから、「人が輝く 安心快適な産業文化都市」を継承し、市民が主体となったまちづくりのもと、未来に向けて持続的に発展する都市をめざします。

## 2 まちづくりの指標

基本構想の目標年次である令和22年（2040年）に向け、めざすべきまちづくりの指標を以下のとおり設定します。

### 1) 目標人口・世帯

基本構想の目標年次である令和22年（2040年）の人口を160,000人、世帯数を70,000世帯と想定します。

### 2) 市民満足度

将来都市像の実現に向けて、以下の市民満足度をまちづくり指標として設定します。

	令和2年 (2020年)	令和22年 (2040年)
住みごこち	令和2年度実施 の市民意識調査 結果により設定	↑
居留意向		↑
市政への満足度		↑

※表中の「↑」は、めざす方向性を意味し、上昇・増加を示しています。

### 3 土地利用構想

これまでの土地利用は、人口増加や経済成長を背景に、主に都市の量的な拡大を前提として進めてきました。しかし、将来的な人口減少、超高齢社会の到来などを見据えると、日常生活に必要な機能が身近なところに確保され、誰もが安心して快適に暮らせる都市づくりが重要となります。また、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、今後の土地利用は、都市を住むだけの場所ではなく、日々の暮らしの中で潤いややすさを感じられる場所とし、市民の満足度を高める都市の質的成長へと転換していく必要があります。

一方、本市を取り巻く状況として、スマートインターチェンジの供用開始や、リニア中央新幹線の開業が予定されており、こうした取組は新たな広域交流を生み出すなど、都市の賑わいや活力の向上に寄与するものと考えられます。

このような本市を取り巻く環境の変化を好機と捉えつつ、様々な課題に適切に対応するため、今後は、選択と集中による集約型の都市づくりを継続して進めるとともに、本市が有する農地、樹林地などの自然的土地利用に配慮しつつ、住宅地、工業地などの都市的土地利用を適切に配置し、都市の持続的な発展につながるような土地利用をめざします。

#### ■都市的土地利用の方向性

将来的な人口減少、超高齢社会を見据えた持続可能な都市づくりのため、都市経営コストや環境負荷などを抑える効率的な土地利用を図ります。また、市街地の成り立ちや現在の土地利用状況、将来の発展の動向を踏まえ、住居系、商業系、工業系のそれぞれの用途区分に応じた基盤整備を図るとともに、都市づくりの核としての役割を担う拠点を、選択と集中により適切に配置し、地域特性に応じた魅力ある土地利用をめざします。

また、子育て世代の定住や新たな交流、産業活動の展開を促し、都市の活力が未来に持続するような土地利用をめざします。

#### ■自然的土地利用の方向性

農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、遊水池的機能などの多面的な役割を持っています。農業の維持発展を支えるため、ほ場や用排水施設などの基盤整備を図るとともに、まとまりある優良農地の維持・確保や都市農地の適正な保全に努めます。

また、都市化の進展とともに減少傾向にある、貴重な樹林や親水空間としての河川及びため池などの水辺は、レクリエーション、景観形成などの観点からも大きな役割を果たしています。多様な主体と連携しながら、市内に残る貴重な自然環境を保全するとともに、新たな緑の創出や緑化の推進に努めます。

## 4 まちづくりの基本方針と施策の体系

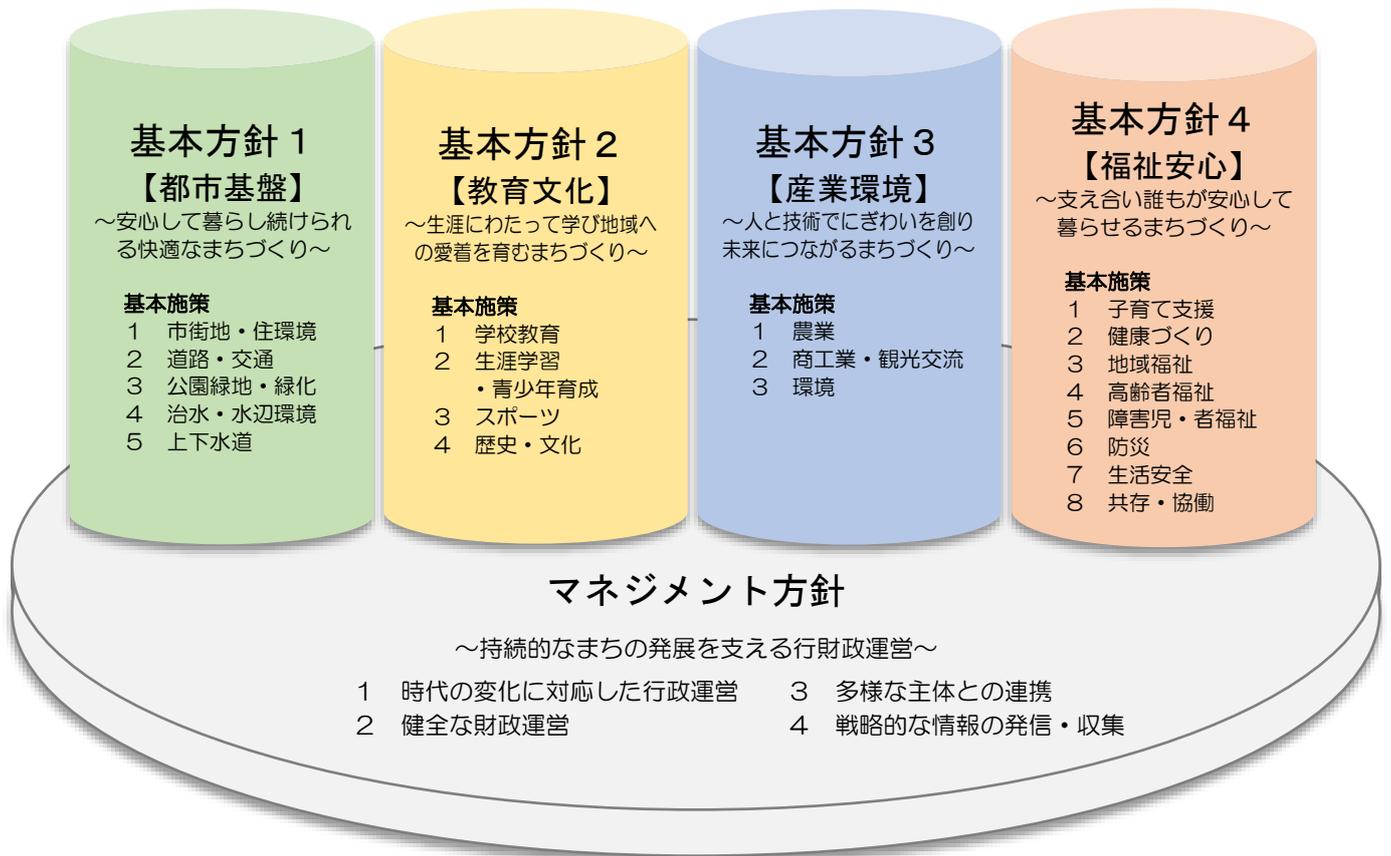
### (1) まちづくりの基本方針

将来都市像の実現に向けて取り組むまちづくりの基本的な方向性を、4つの基本方針と全てに共通する考え方を示すマネジメント方針として、以下のように掲げます。

<p><b>基本方針1</b></p>	<p><b>都市基盤：安心して暮らし続けられる快適なまちづくり</b></p> <p>快適な都市空間と市内外の円滑な移動環境の整備を進めるとともに、災害に強い基盤整備を行うことにより、生活の質を維持・向上させることをめざし、都市と自然が共存した魅力ある住みよいまちづくりを進めます。</p>
<p><b>基本方針2</b></p>	<p><b>教育文化：生涯にわたって学び地域への愛着を育むまちづくり</b></p> <p>確かな学力の定着と心豊かな人材の育成をめざし、家庭、地域との連携による質の高い教育を進め、生涯にわたって学習やスポーツに取り組める機会を多様な形で提供するとともに、本市の歴史・文化の継承と活用により、地域への誇りと愛着を深め、次代を担う人材を育むまちづくりを進めます。</p>
<p><b>基本方針3</b></p>	<p><b>産業環境：人と技術でにぎわいを創り未来につながるまちづくり</b></p> <p>人と自然が調和し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に配慮するとともに、ものづくりによって培ってきた高い技術と能力の蓄積を有効に生かしつつ、農業、商業、工業のバランスが取れた産業の振興を図り、働き続けることのできるにぎわいのある明るいまちづくりを進めます。</p>
<p><b>基本方針4</b></p>	<p><b>福祉安心：支え合い誰もが安心して暮らせるまちづくり</b></p> <p>保健・福祉サービスの維持・向上を図るとともに、災害や交通事故、犯罪などに対する安全性を高めることにより、みんなで支え合いながら、多様性が尊重され、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。</p>
<p><b>マネジメント方針</b></p>	<p><b>持続的なまちの発展を支える行財政運営</b></p> <p>新たな技術の活用など時代の変化に応じた行財政運営に取り組むとともに、戦略的な情報の発信・収集や多様な主体との協力・連携を推進し、持続的に発展する豊かで魅力あるまちの実現に向けた仕組みづくりを進めます。</p>

## (2) 施策の体系

将来都市像の実現に向けて取り組む、4つの基本方針と1つのマネジメント方針について、施策の体系を以下に示します。



## 5 基本構想の推進にあたって

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を以下に示します。

### ■多様な主体との共存・協働によるまちづくりの推進

これまで推進してきた「共存・協働のまちづくり」を継続することに加え、公民連携事業に取り組むなど、市民や事業者、各種団体などの各主体と行政がまちづくりの目標を共有し、互いに地域社会における役割を「自分ごと」として担い、今まで以上に協力・連携していくことが重要です。

さらに、社会経済情勢の変化に応じて、周辺自治体や様々な機関とより幅広く連携を図りながら、多様な主体との共存・協働によるまちづくりを推進します。

### ■効率的な行政運営の推進

地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本」（地方自治法第1条の2第1項）とし、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法第2条第14項）とされています。

基本構想の推進にあたっては、市民満足度の向上を図るため、より効率的で効果的な施策・事業を推進します。

### ■達成すべき目標の明確化と進行管理の実施

基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、選択と集中に基づく事務事業の実効性の向上を図るため、具体的な取組の達成水準を示す成果指標を設定し、行政評価制度との連動のもとで定期的な成果の検証・評価を行い、計画の進行管理に努めます。

そのプロセスにおいては、第三者による評価を実施するなど、客観性の確保に努めます。